

とくしまIPPIN店認定要綱

制 定 平成29年6月15日

最終改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、とくしま地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町村（以下「市町村」という。）内の地場産食材を活用した商品を提供する事業者を、とくしまIPPIN店（以下「IPPIN店」という。）として認定し、必要な支援を行うことで、地場産食材の利用拡大を図り、地産地消を推進することを目的とする。

(申請)

第2条 IPPIN店の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、IPPIN店認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市町村へ提出しなければならない。

2 申請書の提出を受けた市町村は、申請書にIPPIN店推薦調書（様式第2号）を添付し、協議会事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

(認定基準)

第3条 認定基準は、申請者が次に掲げる基準を満たしていることとする。

- (1) 市町村内の地場産食材を活用した商品を提供する事業者であること。
- (2) 市町村のホームページ等で紹介されることを承諾すること。

(審査)

第4条 事務局は、第2条に規定する申請があったときは、その申請内容が前条に規定する認定基準に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、事務局は、必要に応じて、申請者からの意見聴取、事業所等の現地調査等を行うものとする。

(認定)

第5条 事務局は、前条の規定による審査の結果、第2条に規定する申請の内容が第3条に掲げる認定基準に適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。

2 事務局は、前項の認定をしたときは、その認定に係る申請をした事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、所定の認定証を交付するものとする。

3 事務局は、第1項の認定をしたときは、その内容を別に定めるIPPIN店名簿に登録するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の届出書により速やかに事務局または市町村（以下「事務局等」という。）に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。
- (2) 申請書に記載した商品（以下「認定商品」という。）の提供を中止し、又は廃止したとき。

(認定証の再交付)

第7条 認定事業者は、第5条第2項の認定証を紛失し、又は破損したときは、認定証再交付申請書（様式第5号）を事務局等に提出し、その再交付を受けることができる。

(認定の表示)

第8条 認定事業者は、認定商品を提供する店舗等のよく見える場所に認定証を掲示しなければならない。

(調査)

第9条 事務局は、必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、認定商品の調査を行うことができる。

- (1) 認定商品を生産又は提供する事業所等への立入検査。
 - (2) 認定商品の表示内容に係る検査。
- 2 事務局は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認定事業者の同意を得るものとする。

(認定の取消し)

第10条 事務局は、認定商品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の認定を取消すとともにI P P I N店名簿から削除することができる。

- (1) 第3条の認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (3) 認定商品の提供を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) その他、I P P I N店の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。
- 2 事務局は、前項の規定により認定を取消したときは、I P P I N店認定取消通知書（様式第6号）に理由を付して、その旨を当該認定の取消しを受けた事業者に通知するものとする。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定商品の素材、品質

等を維持するよう努めなければならない。

- 2 認定事業者は、認定商品の提供等を通じて、I P P I N店の普及啓発に協力するよう努めなければならない。
- 3 認定事業者は、第3条第1項第3号に規定する商品開発に努めなければならない。

(損害に対する責任)

第12条 認定商品の製造、販売等により事故等が発生した場合は、認定事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、市町村及び協議会は、その原因のいかんを問わず、これを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該認定事業者は、遅滞なく、事故等の内容を事務局等に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。